平成２６年（再ロ）第３号

沖縄県宜野湾市赤道２丁目15番11―303号
コーポひまわり
再生債務者　親泊　健太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月７日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（再ロ）第２号

長野県小諸市大字御影新田2469番地11
再生債務者　岡田恵美子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月８日
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２６年（再ロ）第４号

滋賀県草津市笠山４丁目９番７号
再生債務者　福原　浩一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月８日
大津地方裁判所民事部再生係

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　松原　祥文
　登録番号　26083
　事 務 所　東京都新宿区四谷１―18
　　王蘭ビル４階
　　松原祥文法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年12月26日

平成27年１月５日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　長崎県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　三宅　敬英
　登録番号　39784
　事 務 所　長崎県諫早市小船越町617―11
　　弁護士法人諫早総合法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年12月25日

平成27年１月６日　日本弁護士連合会

公示送達

宮古都市計画事業鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成27年１月22日
　宮古都市計画事業
　鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業
　施行者　宮古市
　代表者　宮古市長　山本　正徳

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　宮古市鍬ケ崎第１地割字上町180番地
　氏名　西尾　辰藏
2　通知の内容
　文書番号　都第664―17号　平成26年12月５日
　使用し、又は収益することを停止する宅地
　　町名及び字名　宮古市鍬ヶ崎上町
　　地番　30番２
　　地目　宅地
　　登記簿地積　0.99㎡
　　全部又は一部　全部
　使用し、又は収益することを停止する日
　　平成26年12月20日
　教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
　2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
　3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

宮古都市計画事業鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成27年１月22日
　宮古都市計画事業
　鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業
　施行者　宮古市
　代表者　宮古市長　山本　正徳

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　宮古市鍬ケ崎第１地割字上町116番地
　氏名　内山清三郎
2　通知の内容
　文書番号　都第664―17号　平成26年12月５日
　使用し、又は収益することを停止する宅地
　　町名及び字名　宮古市鍬ヶ崎上町
　　地番　30番２
　　地目　宅地
　　登記簿地積　0.99㎡
　　全部又は一部　全部
　使用し、又は収益することを停止する日
　　平成26年12月20日
　教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
　2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
　3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による宇都宮都市計画事業祖母井南部土地区画整理事業に係る換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

平成27年１月22日
　宇都宮都市計画事業
　祖母井南部土地区画整理事業
　施行者　芳賀町
　代表者　芳賀町長　豊田　征夫

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井243番地17
　氏名　佐藤　明利
　住所　栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井243番地17
　氏名　佐藤トミ子
　住所　栃木県芳賀郡祖母井村大字祖母井５番地
　氏名　関口　慶斉
　住所　栃木県芳賀郡祖母井村大字祖母井55番地
　氏名　小口　ヒロ
　住所　栃木県芳賀郡祖母井村大字祖母井335番地
　氏名　横田勝一郎